

議案第 75 号

伊賀市立上野総合市民病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

伊賀市立上野総合市民病院事業の設置等に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 25 年 6 月 6 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市立上野総合市民病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
伊賀市立上野総合市民病院事業の設置等に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 279 号）
の一部を次のように改正する。

第 5 条中「副院長、事務長」を「副院長（診療部門）、副院長（事務部門）」に改める。
別表第 1 中「循環器科」を「循環器内科」に改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。